

ID: 1029

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	支給認定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第57条第1項の規定による。 (支給認定の取消し)</p> <p>第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日